

I P通信網サービス契約約款 共通編 【現改比較表】 2023年9月27日時点	
～2023年9月26日	2023年9月27日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr/> <p>目次 （略）</p> <hr/> <p>第1章～第8章 （略） 第9章 通信 （通信利用の制限等） 第26条 （略） 2～6 （略） 7 当社は、当社又はI P通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた 電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信 の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含みます。）により 行われるものをいいます。以下同じとします。）の送信先となった場合に、当該送信型 対電気通信設備サイバ ー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元 の電気通信設備の電気通信事業者に当該送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃への対処を 求めるために、I P通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合に限り、当社 設備で必要な範囲において検知した通信（送信元I Pアドレス、ポート番号及びタイム スタンプ）を当該電気通信事業者^にに提供することを電気通信事業法に定める認定送信型 対電気通信設備サイバ ー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいま す。）に委託することがあります。 8～10 （略） 第26条の2～第27条 （略） 第10章～第14章 （略） 別記 （略）</p> <hr/>	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号） 実施 平成11年7月1日</p> <hr/> <p>目次 （略）</p> <hr/> <p>第1章～第8章 （略） 第9章 通信 （通信利用の制限等） 第26条 （略） 2～6 （略） 7 当社は、当社又はI P通信網契約者の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃（事業法で定めるものをいいます。以下同じとします。）の送信先となった場合 に、当該送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関し て、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者^にに当該送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃への対処を 求めるために、I P通信網契約者から個別かつ明確に同意を得られた場合 に限り、当社設備で必要な範囲において検知した通信（送信元I Pアドレス、ポート 番号及びタイムスタンプ）を当該電気通信事業者^にに提供することを事業法に定める認定 送信型対電気通信設備サイバ ー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といい ます。）に委託することがあります。 8～10 （略） 第26条の2～第27条 （略） 第10章～第14章 （略） 別記 （略）</p> <hr/> <p>附 則（令和5年9月22日 C N S 1 第000400002845-01号） この改正規定は、令和5年9月27日から実施します。</p>
---	--